国債（１年超）	254,375	△ 3,504	△ 203,533	47,338	△ 47,338	—	—	—
借入金	△ 1,235	△ 3,095	—	△ 4,330	4,330	—	—	—
国庫短期証券	△ 22,525	1,998	—	△ 20,527	20,527	—	—	—
一時借入金	△ 18,000	4,258	—	△ 13,742	13,742	—	—	—
国庫余裕金繰替	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	235,434	—	△ 232,729	2,704	—	2,704	21,329	24,033
調整項目	△ 248							
総計	235,186							

㈱１．「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。
２．㈭欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

参考

政府短期証券増減及び現在高表

△印は減少（単位　億円）

区分	６月末	７月中増減	７月末	８月中増減	８月末	９月中増減	９月末	期中増減
財務省証券	37,000	△ 5,000	32,000	△ 32,000	—	45,000	45,000	8,000
食糧証券	130	—	130	—	130	△ 130	—	△ 130
石油証券	11,604	△ 2,390	9,214	△ 705	8,509	—	8,509	△ 3,095
外国為替資金証券	952,262	△ 611	951,650	△ 10,295	941,355	10,130	951,485	△ 777
財政融資資金証券	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償支援証券	—	—	—	—	—	—	—	—
育児休業等給付証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,000,996	△ 8,001	992,994	△ 43,000	949,994	55,000	1,004,994	3,998

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第33号）、人事院規則15―14（職員の勤務時間、休日及び休暇）及び人事院規則15―15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第33号）、人事院規則１―82（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）、人事院規則15―14（職員の勤務時間、休日及び休暇）及び人事院規則15―15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
（削る）	一の二　人事院規則１―82（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）附則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。
二　（略）	二　（略）
三　人事院規則15―15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項	三　人事院規則15―15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項
㈠～㈩　（略）	㈠～㈩　（略）
㈪　第４条第１項第16号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、事由、行事及び時間について定めること。	㈪　第４条第２項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、事由、行事及び時間について定めること。
㈫　第４条第１項第17号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時間及び者について定めること。	㈫　第４条第２項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時間及び者について定めること。
㈬　第４条第２項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	㈬　第４条第２項第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
㈭・㈮　（略）	㈭・㈮　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。